

第六十一号議案

宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例

宅地建物取引業法等関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十二号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項及び別表一の部ハの項中「七千円」を「八千二百円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

手数料の額を改定する必要がある。